

令和 7 年 4 月 5 日

U15 クラブ代表 各位

茨城県 U15 クラブ連絡協議会

代表 廣瀬 昌也

U15 クラブ連絡協議会総会 案内

今年度より茨城県バスケットボール協会 U15 部会の中に、新たな組織としてクラブ連絡協議会を設置致しました。

この組織は、近年増え続けている茨城県内の U15 クラブチームを取りまとめ、U15 部会のより良い運営と各大会の運営を全クラブチーム関係者で分担して行えるように取りまとめていく組織となります。

また、部活の地域以降が進む中、クラブチームが地域の子ども達を担う役割も増えてくることが予想されます。

各クラブチームとしての資質はもちろんのこと、茨城県内の U15 クラブチーム同士の連携を図り、全クラブチームの協力のもと、育成年代の子ども達の成長により一層寄与することを目的として、活動を行って参ります。

今年度の総会については、下記の通り開催します。

各チーム必ず代表 1 名出席してください。代表が出席できない場合、代理の方が必ずご出席ください。男女や同性のチームで代表兼務している場合は、複数チームの代表として 1 名でのご出席で構いません。

当日、クラブ選手権 1 次予選リーグの組み合わせ抽選も実施しますので、皆様お忙しいところ恐れ入りますが万障お繰り合わせの上ご参加いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 令和 7 年 5 月 31 日(土)

10:00～ 受付

10:30～12:30 総会

12:30～ 組み合わせ抽選

2. 場 所 アダストリアみとアリーナ 会議室 1・2

※協議事項につきましては、別紙ご参照ください。

以上

令和7年度 U15 クラブ連絡協議会 総会

協議内容

1. 茨城県バスケットボール協会会長並びに理事長挨拶
2. 代表挨拶
3. 役員の紹介と挨拶
4. 令和7年度の手定
5. 各大会要項と説明
6. 各大会運営への全チーム参加の振り分け方と実務の確認
7. 帯同審判と審判育成について
8. TO 並びに MC の育成について
9. 日当などの支払い説明

以上

令和7年 5月 31日

※出席について事前に確認させていただきます。
各チーム代表の方は、必ず下記確認フォームより
必要事項ご回答ください。



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfkjsI8tWtbil7axiz5X9H2-prtfGIogd3_M2zRsT0pzks9hw/closedform

(一社) 茨城県バスケットボール協会 U15 部会
U15 クラブ連絡協議会 規約

<活動にあたっての基本原則>

- 本会に所属するチームは、育成年代である子供たちの、心身の健全な発達や、自己責任やフェアプレーの精神、コミュニケーション能力の育成など、子供たちの人間形成に主眼を置きチーム運営を行う。
- 本会に所属するチームは、「茨城県 U15 クラブチーム登録申請書」の提出を義務とする。
- 本会に所属するチームは、審判員の育成についても積極的に取り組み、「JBA 公認ライセンス C 級」以上の資格の保持者を、各チームに原則として 1 人以上所属させるものとする。

1 事業・業務

- (1) U15 バスケットボールクラブ選手権に関すること。
- (2) U15 バスケットボール選手権 (Jr. Winter Cup) に関すること。
- (3) U15IBA リーグに関すること。
- (4) 毎日茨城杯に関すること。
- (5) その他、茨城県内の育成年代におけるバスケットボールの普及・発展に関すること。

2 委員会 ※ 本会所属全クラブから各 1 名以上が下記のいずれかの委員会に所属する。

- (1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 競技委員会 (4) 審判委員会
- (5) TO・MC 委員会 (6) 広報委員会

3 役員 ※ 任期については県協会の任期に準ずる。

- (1) 代表 1 名 (2) 総務委員長 1 名 (3) 財務委員長 1 名 (4) 競技委員長 1 名
- (5) 審判委員長 1 名 (6) TO・MC 委員長 1 名 (7) 広報委員長

4 会議

- (1) 総会 (公財) 日本バスケットボール協会 U15 クラブ区分に登録し、(一社) 茨城県バスケットボール協会所属の全チームの代表者の出席をもって年 1 回以上開催する。
- (2) 役員会 必要に応じて代表が招集する。
- (3) 各委員会 必要に応じて委員長が招集する。

5 会計

- (1) 交通費・日当、宿泊費、審判費
(一社) 茨城県バスケットボール協会 U15 部会が定める支払いに関する規程に準じて行うものとする。
- (2) 各大会の予算内において支払い規定を定め、それぞれ支出することはそれを妨げない。